

裁判の経過について（一審～控訴審）

令和元年10月28日 現在

平成28年(2016年) 7月5日	・原告三反田輝雄外51名により訴訟が提起される。
平成28年(2016年) 9月12日	・第1回口頭弁論 原告側の意見陳述と原告側が被告側へ証拠の提出を要求する。
平成28年(2016年) 10月18日	・第2回口頭弁論 原告側が「準備書面(2)」について、概要説明を行う。
平成28年(2016年) 12月6日	・原告側が本件建物の見学を認めるよう「上申書」を裁判所に提出する。
平成28年(2016年) 12月9日	・第3回口頭弁論 原告側が「上申書」及び「準備書面(3)」について、概要説明を行う。
平成29年(2017年) 2月20日	・第4回口頭弁論 原告側が「準備書面(4)」について、概要説明を行う。
平成29年(2017年) 4月7日	・原告側が本件建物の文化財的価値を明らかにするため「鑑定申出書」を提出する。
平成29年(2017年) 4月17日	・第5回口頭弁論 裁判長が本件建物の文化財的価値基準の根拠について、被告側に質問する。
平成29年(2017年) 6月12日	・第6回口頭弁論 裁判長から、今後「鑑定」及び「人証」の可否を裁判所として判断していく旨が示される。

平成29年(2017年) 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回口頭弁論 <p>原告側が「意見陳述」を行う。</p>
平成29年(2017年) 10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回口頭弁論 <p>裁判長から、「人証」の予定について、原告側及び被告側から徴取を行う。</p>
平成29年(2017年) 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・進行協議 <p>今後の裁判の進め方(「人証」等)について、裁判所・原告・被告の三者で協議を行う。</p>
平成29年(2017年) 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・原告側が提出した「鑑定申出書」について、裁判所は「却下」の判断を行う。
平成30年(2018年) 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回口頭弁論 <p>裁判長が「人証」の採否について、原告側・被告側の書類にて判断する旨を示す。</p>
平成30年(2018年) 5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回口頭弁論 <p>原告側が「意見書」(原告側証人の関連事項)について、概要説明を行う。</p>
平成30年(2018年) 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・進行協議 <p>証人の採否、尋問の順序、尋問の時間、尋問期日を決定する。</p>
平成30年(2018年) 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問 <p>原告側証人1人及び被告側証人1人の証人尋問を行う。</p>
平成30年(2018年) 10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問

<p>平成31年(2019年) 1月21日</p> <p>平成31年(2019年) 3月27日</p>	<p>原告側証人1人の証人尋問を行う。</p> <p>・第11回口頭弁論 原告側が「意見陳述」を行い、裁判長は口頭弁論を終結し、結審となる。</p> <p>・判決の言渡期日 判決主文 1. 原告らの請求を棄却する。 2. 訴訟費用は原告らの負担とする。</p> <p>・原告側が即日控訴。</p>
<p>【控訴審】</p> <p>令和元年(2019年) 9月2日</p> <p>令和元年(2019年) 10月28日</p>	<p>・第1回口頭弁論 控訴人ら側から、控訴提起の理由を説明し、検証の申出及び進行協議の期日を求めるが、裁判所は、却下とし、結審となる。</p> <p>・判決の言渡期日 判決主文 1. 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。 2. 控訴費用は、控訴人らの負担とする。</p>